

～組合員のみなさまへ～

平成29年4月分から 短期給付に係る掛金率が変わります。

当組合の短期経理財政は、収入においては、標準報酬制への移行の影響や給与の増額改定が実施されたこと等から、掛金・負担金収入が見込みより増加しております。一方、支出においては、高齢者医療制度に係る納付金等が、当初の見込みよりも緩やかな増加となっております。このため、ここ数年は黒字傾向が続く見込みとなっております。

こうしたことから、平成29年度から平成31年度までの3か年の時限措置として、掛金率・負担金率を引き下げることにいたしました。

組合員のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

新しい掛金率

平成29年4月分からの掛金率は、次の表のとおりとなります。

短期給付掛金率一覧表

(単位：千分率)

区 分	現 行	平成29年4月～	引下げ幅	
一般組合員	標準報酬の月額	48.18	43.18	5.00
	標準期末手当等	48.18	43.18	5.00
知事組合員 一般組合員（特別職等）	標準報酬の月額	48.18	43.18	5.00
	標準期末手当等	48.18	43.18	5.00
船員一般組合員	標準報酬の月額	45.80	41.15	4.65
	標準期末手当等	45.80	41.15	4.65
任意継続組合員	標準報酬の月額	96.36	86.36	10.00

※ 福祉事業分に係る掛金率（一般組合員の方の場合：標準報酬の月額 1.18%・標準期末手当等 1.18%）については、変更ありません。

※ 道府県の負担金率についても引き下げられます。

掛金は、標準報酬の月額・標準期末手当等にそれぞれ掛金率を乗じた額となっておりますが、今回の引下げによりまして、一般組合員の方で標準報酬の月額が44万円※・標準期末手当等年額が159万円※の場合、年額で約3万4千円、ご負担が少なくなります。

※ 44万円・159万円は、一般組合員の方の平均的な標準報酬の月額・標準期末手当等年額です。

短期経理の現状

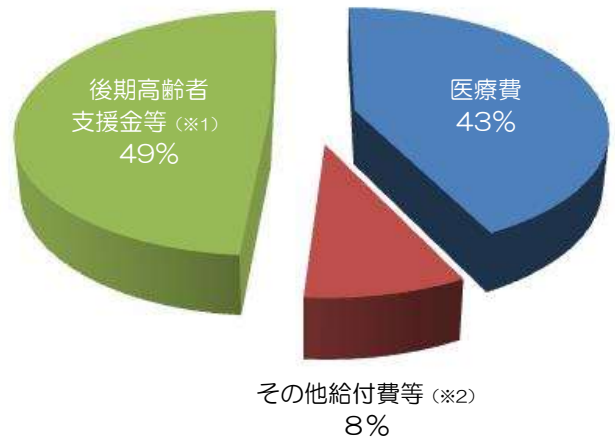
当組合の短期経理の収入の大部分は、組合員のみなさまの掛金と道府県の負担金です。

また、支出の約43%が医療費であり、約49%が高齢者医療制度への後期高齢者支援金等となっています。

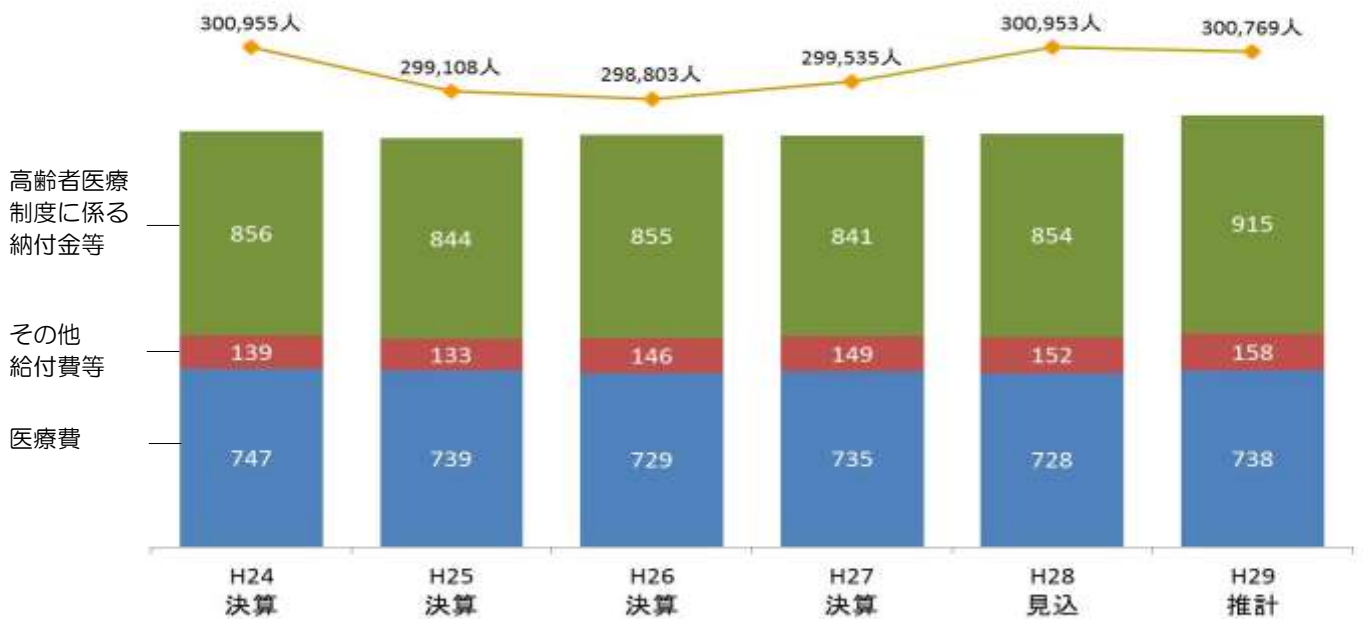
※1 「支援金等」とは、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金をいいます。

※2 「その他給付費等」とは、育児休業手当金、傷病手当金、出産費、附加給付等をいいます。

平成27年度短期経理の支出割合
(支出総額 1,725 億円)



組合員数と短期経理の支出内訳の推移



(単位：億円)

健康の保持増進について

引き続きレセプト（診療報酬明細書）や療養費請求書のチェックの強化、ジェネリック医薬品の使用促進、特定健康診査・特定保健指導の実施等、組合員や被扶養者のみなさまのなお一層の健康の保持増進に取り組んでまいります。

みなさま方も、このような現状をご理解いただき、健康づくりに取り組まれるようお願いいたします。